

住民監査請求監査結果

請求の受理

1 請求人

X

2 請求の提出日

平成20年4月10日

3 請求の要件審査

この札幌市職員措置請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に規定する要件を備えているものと認め、平成20年4月10日付けでこれを受理した。

監査の実施

1 請求の要旨

平成20年4月10日付け札幌市職員措置請求書及び同年5月9日に行った地方自治法第242条第6項に規定する請求人の陳述の内容を総合した結果、請求（以下「本件措置請求」という。）の要旨は次のとおりである。

違法又は不当とする財務会計上の行為又は事実に関する主張

札幌市は、「Jリーグのホームタウンチームであるコンサドーレ札幌を運営するA社に1億5千万円を出資している。

A社は平成20年3月21日に開催された株主総会（以下「総会」という。）で累積赤字解消のため、80%の減資（以下「本件減資」という。）を決めた。これに対して、札幌市長は本件減資が決定する以前に、A社社長の挨拶回りを受け、事実上本件減資を何の要望もせず受けてしまった。

このことにより、札幌市の公有財産である出資金の権利を80%も喪失させた。

違法又は不当とする理由に関する主張

札幌市長は、A社の内規に、「J1に昇格したら、累積赤字を解消することが条件となっていたことを十分知りながら、このための対応を一切とらずに現在に至った。

出資当時、札幌市長はA社の経営健全化計画と札幌市の対応について、A社が「支出削減や収入増に向けて十分可能な収支計画を立てており、相当の経営努力が必要であるとは思いますが、この計画が着実に実行されることによって健全化が図られていくものと考えて」いる旨、また、「会社と密接な連携をとりながら、運営状況の把握や事業促進など、積極的にかかわってまいりたいと考えて」いる旨を述べるなどA社の経営に参画し、その状況を十分知りながら、対策をとらず市民の財産であるA社に対する出資金の権利を80%も喪失させた。

損害に関する主張

A社に対する札幌市の出資金1億5千万円に係る本件減資分が損害である。

求める措置に関する主張

札幌市長は、札幌市が受けた損害を補てんすること。

2 監査対象事項

当監査委員においては、本件措置請求に関して次の事項を監査対象とした。

本件減資に係る株主総会における議決に際し、札幌市が減資を是とする立場で議決権を行使したこと（以下「本件減資の承認」という。）について、違法性又は不当性の有無を判断すること。

違法又は不当な点が認められる場合に、札幌市の損害の範囲を判断すること。

札幌市に損害が生じている場合に、その損害補てんの措置を判断すること。

3 請求人の新たな証拠の提出及び陳述

前記1冒頭記載のとおり請求人の陳述は平成20年5月9日に行った。

4 監査対象部

札幌市観光文化局スポーツ部（以下「対象部」という。）

5 監査の方法

地方自治法第242条第4項の規定による監査は次の方法で実施した。

書類調査

対象部に対して関係書類の提出を求め、書類調査を行った。

事情聴取

対象部職員の事情聴取を行った。

監査の結果

1 認定した事実

当監査委員は、書類調査及び対象部職員の事情聴取を行い、次の事実を認めた。

本件減資の対象である出資の経緯及び目的の概要等について

ア 出資の経緯

(ア) 平成5年(1993年)にJリーグが発足した後、「Jリーグチームを札幌へ」を合言葉にさまざまな市民運動が巻き起こり、その翌年に青年会議所が中心となって行った署名活動では31万人の署名を達成した。

(イ) このような動きを受けて平成7年(1995年)3月に北海道及び札幌市も参加した「Jリーグ札幌ホームタウンチーム設立推進協議会」が設立された。

(ロ) 翌平成8年(1996年)2月に東芝サッカーチームが札幌市への移転を決定したことに伴い、チーム愛称も「コンサドーレ札幌」となり、平成9年(1997年)のJリーグ入りを目指すこととなった。

(ハ) この運営会社として、市民・道民、自治体及び企業が三位一体となった地域密着型のクラブ経営を行うことを基本理念とするA社が平成8年(1996年)4月16日に設立された。

(ニ) 平成8年(1996年)5月2日にA社から出資(1億5千万円。北海道と同額を同時期に出資)の依頼があった。

イ 出資の目的と概要

(ア) 札幌市は、次の目的により平成8年(1996年)第2回定例市議会での議決を経て同年8月28日にA社に対して1億5千万円[引受け株数:3,000株(発行価額1株5万円)]を出資した。

[目的]札幌市としてホームタウンチームを持つことは、
市民スポーツの振興や青少年の健全育成
地元チームを応援することから生じるまちの連帯感

経済波及効果

などこれからの札幌のまちづくりへの貢献や当時羊が丘に建設予定の札幌ドーム（平成13年（2001年）6月2日オープン）の有効活用などが期待できること。

（イ）上記（ア）の出資の目的は、現在においても継続していると認められる。

ウ 出資の手続は適正であると認められた。

エ Jリーグクラブで市町村の出資を受けているクラブ数について

平成19年末におけるJリーグクラブで、市町村の出資を受けているクラブ数は、J1とJ2あわせて31クラブのうちコンサドーレ札幌を含めて15クラブである。

本件減資について

ア 第12期（平成19年1月1日～同年12月31日）の事業報告及び計算書類によれば、A社の発行済株式総数は51,125株、資本金の額は25億5625万円で、同期は607万円の純利益となったが、なお、累積損失が27億4833万円あり、1億9208万円の債務超過となっている。

イ コンサドーレ札幌は、平成19年のシーズンでJ2リーグでの優勝と6年ぶりのJ1リーグ復帰を果たした。しかし、Jリーグの昇格基準には「債務超過であるJ2クラブは、原則として昇格を認めない」とあるため、債務超過を解消する見込みという条件付での昇格となった。

ウ 上記昇格基準では、営業利益を黒字で積み上げて累積赤字を減らし、債務超過を解消する場合には、2年程度の間で解消すればよいこと、資本政策による場合には、1年以内に債務超過を解消することが必要であった。

しかし、A社としては、この方法で2年以内に2億円近い債務超過を解消できる見通しは立たなかったことから、資本政策によることとし、A社は、減資により累積赤字を圧縮した後、第三者割当による増資をすることで債務超過を解消することが最善の手法と判断し、出資者である札幌市に対して協力を要請した。

エ この要請を受けた札幌市は、A社に対して平成20年1月25日付け文書（「今後の経営改善に対する要請事項について」）で減資の実行は非常に憂慮する事態であり、重ねて慎重な対応を求める旨とともに、コンサドーレ札幌の存続を第一に考え、引き続き一定の支援は必要との認識を示した。この認識の表明に当たり、同文書で、次の4項目をA社の経営改善のために要請している。

観客動員の確保、大スポンサーの確保、支出の削減及び毎年度、前記～を中心とした経営改善の進捗状況の確認のため、事業評価を実施すること。

オ A社は、平成20年3月21日に開催された総会に本件減資を議案として提出し、同日決議された。この決議において、札幌市も議案に賛成した。

カ 本件減資は会社法（平成17年法律第86号）第447条の規定に基づいて適法になされている。

その内容としては、発行済株式総数は変更せず、資本金の額のみを減少し、その減少額の全額を欠損補填に充当する無償減資で、減少する資本金の額は20億4500万円（80%）である。また、本件減資の効力発生日については、平成20年5月23日とされている。

2 判断

前記1の認定した事実に基づき、監査委員は、請求人が本件措置請求で主張する違法などの事由について、次のとおり判断する。

本件減資の承認が違法又は不当であるかどうかについて

請求人は、札幌市長がA社の経営に参画し、その状況を十分知りながら、何の対策もとらず本件減資の承認により、札幌市のA社に対する出資金の権利を80%喪失させた旨主張している。

まず、札幌市のA社に対する出資金（株式）は、公有財産ではあるが、先の出資の目的に基づき行われたもので、A社株式は、流通性のある金融資産として現金又はそれに準ずるものとして札幌市に保有されているものではない。当該出資金は、いわばコンサドーレ札幌というJリーグに属するサッカーチームの運営資金に組み込まれ、その価値は正にA社の財務状況如何に左右される。

一般的に札幌市が特定の企業に株主として出資する場合、札幌市は株主として出資の目的に沿うよう、出資先に対して指導、関与等を行ってはいるが、出資後の当該事業の運営、経営等は最終的には出資先の経営判断に基づいて行なわれ、業績如何によっては資本が毀損することも当然ありうるところである。

それゆえ、地方自治法第96条の規定では、地方公共団体の財政運営の健全性を確保する必要などから、出資を当該団体の議会の議決にかからしめている。

本件減資手続は既に資本に毀損を来たしたA社が、A社の経営判断に基づき、会社法に則って適法に行ったものであり、A社の適法な第三者行為によるものであり、札幌市にとって地方自治法第237条第2項に規定する札幌市の財産の管理及び処分には該当せず、本件減資の承認は、札幌市長の裁量判断に属するものである。

しかして札幌市の出資については、その目的、経緯などから出資当時に存在した必要性が、現時点においても継続して同様に認められる。さらに、J1昇格基準の存在、A社の現時点における経営状況等の事情を斟酌すると、事業継続のために必要な本件減資の承認には、出資目的などに沿った合理的な理由が存在すると認められる。

したがって、本件減資の承認には、裁量権の逸脱又は濫用は認められず、違法又は不当な点はないものと判断する。

本件減資の承認による損害の有無について

請求人は、本件減資の承認により札幌市のA社に対する出資金の権利を80%喪失させた旨主張している。

しかし、本件減資の承認に違法性等は認められないことから、本件減資の承認により札幌市に損害は生じていないものと判断する。

結論

以上のとおり、請求人の行った本件措置請求については、理由がないと判断するものである。